



令和4年3月31日
環境政策課
(内2347)

愛媛県における令和2年度のフロン類算定漏えい量の集計結果について

フロン排出抑制法においては、地球温暖化等の原因となるフロン類の排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器の管理者に対して、適切な施設の維持管理を義務付けるとともに、年間の算定漏えい量が1,000t-CO₂以上となる者（特定漏えい者）に対し、国への報告を義務付けています。

今般、国において令和2年度実績が取りまとめられたので、同法の規定に基づき、愛媛県内の状況等についてお知らせします。

1 愛媛県内の状況について

県内の漏えい量は3.0万t-CO₂となっており、前年度と比較して微増（0.3万t-CO₂増、0.2%増）となった。

(1) 特定漏えい者及び特定事業所について

特定漏えい者分（算定漏えい量の合計が1,000t-CO₂以上となる者）

	報告事業者数 (事業者)	算定漏えい量 (万t-CO ₂)	全国に占める本県の状況	
			割合 (%)	全国順位
本県	36 [31]	3.0 [2.7]	1.4 [1.2]	22位 [27位]
全国	401	221		

※ [] 内は令和元年度の数値を示しています。

特定事業所分（特定漏えい者の各事業所のうち、漏えい量が1,000t-CO₂以上の事業所）

	特定事業所数 (事業所)	算定漏えい量 (万t-CO ₂)	全国に占める本県の状況	
			割合 (%)	全国順位
本県	5	1.6	3.0	10位
全国	220	53		

※報告事業者数について、複数都道府県で報告している事業者（例えば、コンビニ等）があるため、見かけ上、全国の事業者数に対して県内の事業者数が多くなっています。

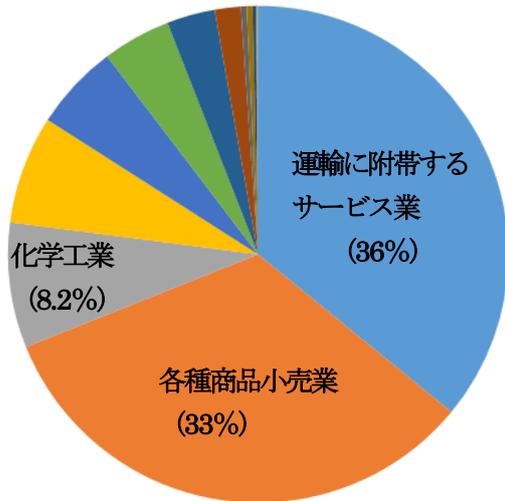
※全国展開している小売業や大規模製造業等において、年間の漏えい量が多い傾向にある他、施設の老朽化や配管の破損等も原因となっています。

※算定漏えい量は、フロン類充填回収業者が冷凍空調機器への充填及び回収の際に発行する充填証明書及び回収証明書から算定します。

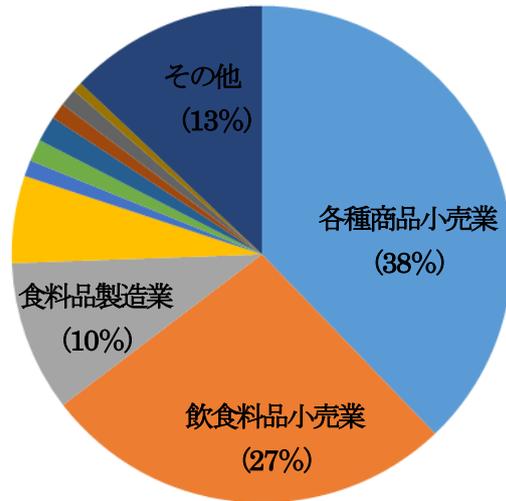
(2) 業種別算定漏えい量の内訳について（特定漏えい者）

主たる事業の業種（日本標準産業分類）別でみると、愛媛県内では、運輸に付帯するサービス業（1.1万 t-CO₂、36%）が最も多く、続いて各種商品小売業（1.0万 t-CO₂、33%）、化学工業（0.2万 t-CO₂、8.2%）の順で、これら3業種で全体の約77%を占めていました。

（愛媛県内の状況）



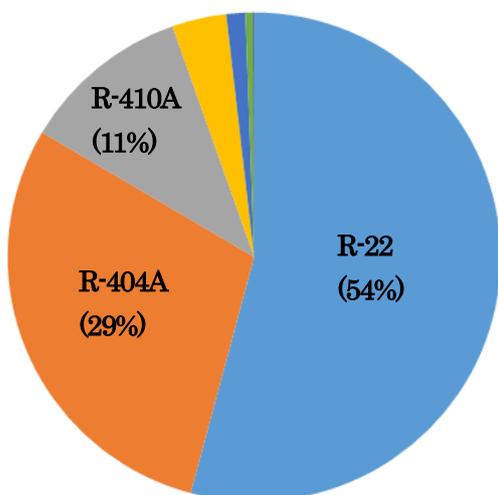
（全国の状況）



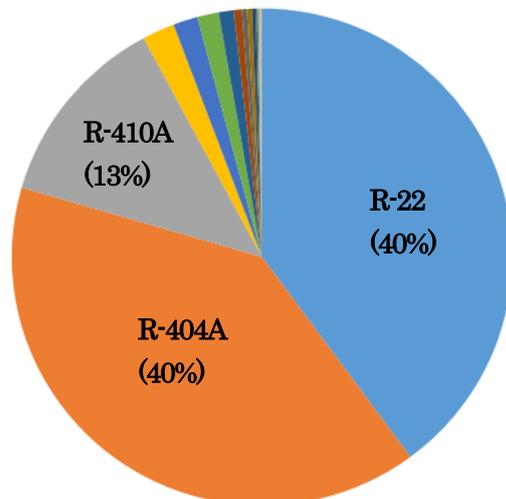
(3) フロン類の種類別算定漏えい量の内訳について（特定漏えい者）

フロン類の種類別でみると愛媛県内では、R-22（HCFC）が、1.6万 t-CO₂で特定漏えい者として報告された量の54%、次いで、R-404A（HFC）の0.9万 t-CO₂（29%）、R-134a（HFC）の0.3万 t-CO₂（11%）の順で、これら3種類のフロン類で全体の約95%を占めていました。

（愛媛県内の状況）



（全国の状況）

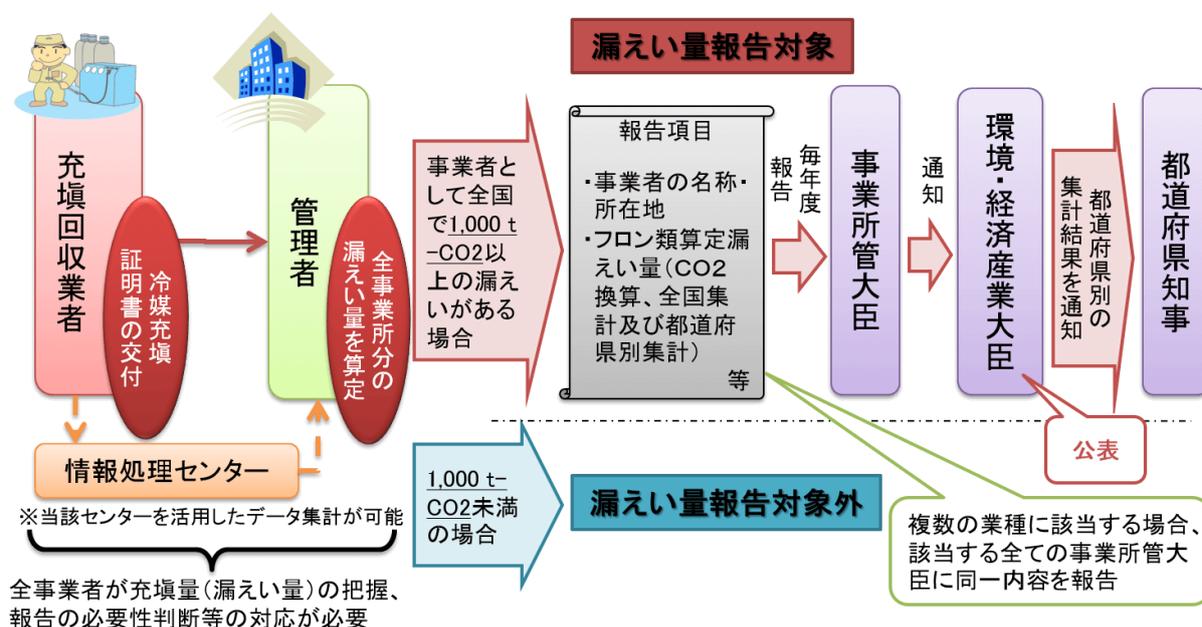


※(1)～(3)の割合については、端数処理のため、計算上の数値と一致しない場合がある。

2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度の概要について

- 当該制度は、業務用冷凍空調機器の使用者のうち、フロン類の算定漏えい量が年間1,000 t-CO₂以上となる者（特定漏えい者）に、国へ当該算定漏えい量を報告することを義務付けています。（※報告は法人単位）
- 当該制度は、フロン類の漏えい量の多寡に着目するのではなく、当該機器使用時の実態を把握・公表することにより、より適切な機器の管理を促進し、フロン類の排出の抑制に資することを目的としています。

【制度概要図】



3 参考

- 国の発表資料はこちら
 : <https://www.env.go.jp/press/109364.html>
- フロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口はこちら
 : <http://www.env.go.jp/earth/furon/operator/request.html>

(担当者)
 環境政策課 大気・環境評価係
 西田
 TEL 089-912-2347/FAX 089-912-2344
 電子メール : kankyoushou@pref.ehime.lg.jp

愛媛県内に事業所を有する特定漏えい者について

	特定漏えい者	愛媛県内の事業所における 算定漏えい量の合計 (t-CO ₂)	全国の事業所における 算定漏えい量の合計 (t-CO ₂)
	特定事業所		
1	株式会社ファミリーマート	505	45,083
2	佐川急便株式会社	113	5,652
3	マックスバリュ西日本株式会社	1,255	26,353
4	株式会社ラウンドワン	12	6,309
5	住友生命保険相互会社	8	1,021
6	住友化学株式会社	2,408	4,361
	住友化学株式会社 愛媛工場 [※]	1,948	
7	帝人株式会社	496	2,491
8	日本生命保険相互会社	27	1,393
9	丸大食品株式会社	12	1,806
10	株式会社ローソン	676	52,241
11	イオンモール株式会社	0	2,499
12	プライムデリカ株式会社	331	2,665
13	西日本電信電話株式会社	7	3,967
14	株式会社 タカキペーカリー	137	2,751
15	株式会社ハローズ	755	12,124
16	株式会社あきんどスロー	21	1,410
17	イオンリテール株式会社	809	93,045
18	株式会社 マルヨシセンター	1,561	3,713
	株式会社 マルヨシセンター 伊予店 [※]	1,115	
19	デリカサラダボーイ株式会社	1,601	1,928
	デリカサラダボーイ株式会社 デリカ水産事業部 [※]	1,495	
20	株式会社フジ	5,365	9,733
21	宝製氷冷凍株式会社	1,303	1,303
	宝製氷冷凍株式会社 [※]	1,303	
22	波方ターミナル株式会社	10,628	10,628
	波方ターミナル株式会社 [※]	10,628	
23	大黒天物産株式会社	118	9,961
24	ダイレックス株式会社	497	12,056
25	株式会社コスモス薬品	425	11,266
26	明治安田生命保険相互会社	28	1,897
27	日本赤十字社	11	2,924
28	社会福祉法人恩賜財団済生会	100	3,016
29	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	352	37,469
30	花王株式会社	2	1,004
31	日本製鉄株式会社	1	6,931
32	山崎製パン株式会社	5	16,511
33	ヤマト運輸株式会社	282	22,728
34	株式会社NTTドコモ	0	1,794
35	法務省	210	2,828
36	国土交通省	2	2,786
計		30,063	425,647

※特定漏えい者が愛媛県内に設置している事業所のうち、1つの事業所からの算定漏えい量が1,000t-CO₂以上の事業所（特定事業所）を示す。

注1：1t-CO₂未滿の算定漏えい量を切捨てて報告しているため事業者ごとの値と都道府県別の合計値とは必ずしも整合しない。

注2：年度をまたいでフロン類の充填及び回収を行った場合、単年度の算定漏えい量がマイナスになる場合がある。

表3-4 都道府県別算定漏えい量【特定漏えい者】

都道府県	算定漏えい量 (tCO ₂)																																			
	事業者全体	R-11	R-12	R-13	R-22	R-23	R-32	R-123	R-124	R-125	R-134a	R-143a	R-245fa	R-401A	R-404A	R-407A	R-407B	R-407C	R-407D	R-407E	R-409A	R-409B	R-410A	R-410B	R-411A	R-412A	R-419A	R-442A	R-502	R-507A	R-508A	R-508B	R-509A	その他 混合用途		
合計	2,212,971 (100.0%)	21,351	46,289	10	882,720	11,839	789	668	10	62	35,127	0	7,292	2,911	876,372	255	54	30,595	34	1,253	0	0	279,957	2	38	0	9	56	6,832	2,879	22	0	1	5,097		
1 北海道	94,365 (4.3%)		1		54,634	1,302	24				272		0	3	24,816			1,221					11,990												72	
2 青森県	26,528 (1.2%)				7,603		8				50			46	16,275	0		128			0		2,400												6	
3 岩手県	20,057 (0.9%)		136		9,200		2				30				8,401			276					1,945												60	
4 宮城県	31,541 (1.4%)			2	13,917		1				52			5	10,464			447					6,628												9	
5 秋田県	21,480 (1.0%)				1,138		1				10				18,747	19		439					1,117												0	
6 山形県	10,182 (0.5%)				6,836		6				12				2,568			80					669												0	
7 福島県	34,658 (1.6%)		142		14,673		1	0			36			2	15,505			176					4,100										1		0	
8 茨城県	68,190 (3.1%)	1,907	3		35,941		36	5			439		472	87	19,973			996					7,379				0	877	0						29	
9 栃木県	29,857 (1.3%)	237			7,682	-13	2				212			42	15,610			308		322			5,218												218	
10 群馬県	25,528 (1.2%)	0			7,566	4,440	5	7			2				7,583			304					4,600													0
11 埼玉県	108,639 (4.9%)		20	0	46,504	3	10				1,248		324	16	43,337	21		973		7			15,745												367	
12 千葉県	153,085 (6.9%)	665	7,512		56,424	592	46	179			2,598		602	0	60,614	0		876		0	23		15,721						6,707	199					264	
13 東京都	250,685 (11.3%)	2,392	3		95,898		0	99	70		2,830			60	115,364	2		3,646		449			29,219			0							0		561	
14 神奈川県	122,103 (5.5%)	697	2	8	52,919	1,147	38	46			1,090		0	43	52,228	2		1,156		70			11,588		6				-3	798					186	
15 新潟県	39,297 (1.8%)	932	436		19,640	1,332	1	23			539			74	11,534			310					4,429				9								11	
16 富山県	20,504 (0.9%)				8,773		4				4				7,528	0		145					4,023													15
17 石川県	10,005 (0.5%)				2,430		1				3			8	5,623		54	118					1,763													0
18 福井県	7,212 (0.3%)	251			1,989		0	25			115				3,698			363					760													0
19 山梨県	10,997 (0.5%)				2,464		1				16				3,588			-17	34	3			1,383												1,214	
20 長野県	30,000 (1.4%)				6,556	56	-1				96				50	15,862			748				6,617													2
21 岐阜県	37,228 (1.7%)				7,938		6			21	8	0		9	25,361			276					3,594													0
22 静岡県	99,840 (4.5%)		141		43,368	1,832	30	33			3,270			3	42,310	0		689					8,036			0										95
23 愛知県	115,280 (5.2%)	308	89		39,001	225	20	9			2,453		985	5	51,558	0		2,285					18,110		32			56	31						58	
24 三重県	61,862 (2.8%)	-16	11,979		20,907	114	16	33			241		4,631	18	17,010			1,367				0	5,509									20			0	
25 滋賀県	17,033 (0.8%)				6,303	4	0				117				6,985	1		241					3,245													110
26 京都府	26,959 (1.2%)	0	54		8,967		9	0			73			32	12,823	0		615					4,306													44
27 大阪府	142,288 (6.4%)	10,716			52,847	29	48	5		37	4,075		0	143	53,814			1,835		0	96		18,445													120
28 兵庫県	144,786 (6.5%)	297	25,130		59,799	64	106	115		4	487			204	39,902	0		1,322		194			16,162													930
29 奈良県	16,475 (0.7%)				7,938		3				1				5,889			437					2,192													0
30 和歌山県	14,705 (0.7%)				6,825		2				111			38	5,179			105					2,403													30
31 鳥取県	8,297 (0.4%)				2,498		0				160				1,451			284					3,893													0
32 島根県	4,589 (0.2%)				1,694		1				2				1,049			149					1,687													0
33 岡山県	31,572 (1.4%)	-1,776	7		11,265		-7				797		46	10	18,413	-2		205					2,539													48
34 広島県	39,728 (1.8%)	1,419			18,468	0	22	39	10		1,771		92	55	9,660	13		1,189					6,735												164	
35 山口県	39,162 (1.8%)	1,092	628		22,299	726	22	35			2,501				9,276			204					1,464						82	798						8
36 徳島県	8,372 (0.4%)				4,261		0				1				3,334			207					531													31
37 香川県	19,289 (0.9%)				4,881		-1	1			60			6	10,998			-6		88			3,106													137
38 愛媛県	30,063 (1.4%)	136			15,997		9	23			1,054				8,952			484					3,379	2												12
39 高知県	2,757 (0.1%)				1,087		1				5				1,304			212					143													0
40 福岡県	77,214 (3.5%)	972	1		20,375	-25	114	12			4,464			1,812	35,199	0		1,479					12,472						0	36	2				255	
41 佐賀県	13,726 (0.6%)	1,122			2,801		2	3			20				6,826			190					2,748													0
42 長崎県	24,771 (1.1%)				14,753		2				106				7,521			584					1,765													23
43 熊本県	12,515 (0.6%)		0		4,451	9	3				827		139	8	5,329	6		367					1,226					0	124						3	
44 大分県	14,296 (0.6%)				5,331		3				1,817			1	5,766			148					1,220													0
45 宮崎県	19,345 (0.9%)				7,030		1				35				9,937	0		131					2,199													0
46 鹿児島県	40,695 (1.8%)				26,823		4				79				11,118			185																		

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（抄）

発令　　：平成13年6月22日号外法律第64号

最終改正：令和1年6月14日号外法律第37号

改正内容：令和1年6月5日号外法律第25号[令和2年4月1日]

（フロン類算定漏えい量等の報告等）

第十九条 **第一種特定製品の管理者**（フロン類算定漏えい量（第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。）が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、**フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣**（以下この節及び第百条において「事業所管大臣」という。）**に報告しなければならない。**

2 省略

3 **事業所管大臣は、第一項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。**

（報告事項の記録等）

第二十条 省略

2 **環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項**（以下この節において「ファイル記録事項」という。）**のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するものとする。**

3 **環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、ファイル記録事項を集計するものとする。**

4 **環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。**

5 **事業所管大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。**